

資本関係・人的関係調書

当社と他の甲賀広域行政組合衛生センター第2施設基幹的設備改良工事入札参加資格審査申請者との資本関係及び役員等の兼任の状況は次のとおり相違ありません。

1 資本関係に関する事項

①会社法第2条第4号の規定による親会社

商号又は名称	
<input type="checkbox"/> 該当なし	

②会社法第2条第3号の規定による子会社

商号又は名称	
<input type="checkbox"/> 該当なし	

③ ①に記載した親会社の他の子会社(自社を除く)

商号又は名称	
<input type="checkbox"/> 該当なし	

2 役員等の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職
<input type="checkbox"/> 該当なし			

- ※ 1 記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加してください。
 2 「当社の役員等」欄には、代表取締役、取締役(社外取締役を含む)及び執行役(代表執行役を含む)並びに会社更生又は民事再生の手続き中である会社の管財人を記載してください。
 なお、監査役及び執行役員は、「当社の役員等」には該当しません。

資本的関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

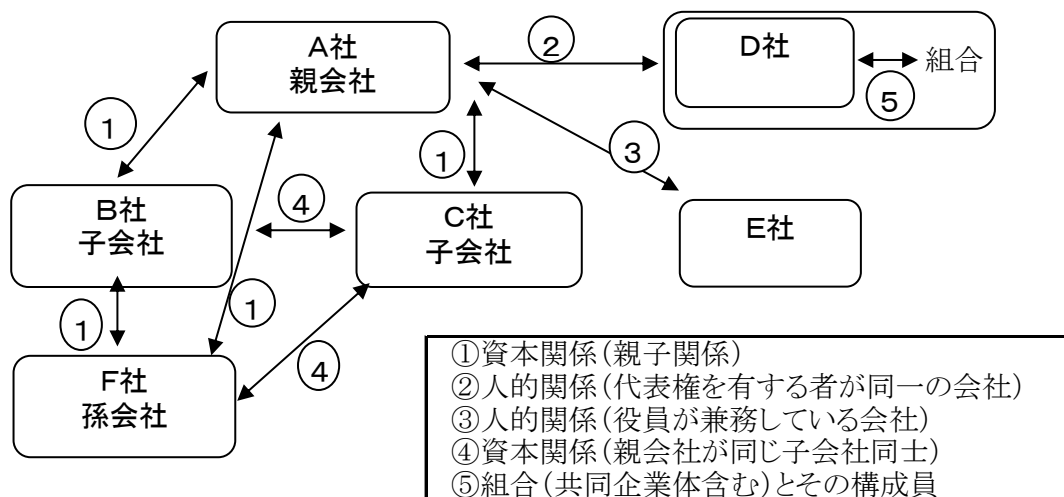
1 趣旨

一定の資本関係又は人的関係がある会社が同一の入札へ参加することについては、公正な入札が阻害される恐れがあるため、実行ある競争の確保の観点から入札の参加を制限します。

2 内容

公正な競争を確保するため、一定の資本関係又は人的関係がある会社が同一の入札へ参加することについて、次のとおり制限します。

同一入札への参加を制限する会社
① 親会社と子会社
② 代表権を有する者が同一の会社
③ 役員が兼務している会社
④ 親会社が同一である子会社
⑤ 組合等とその構成員



※矢印の関係がある場合、同一入札への参加が制限されます。

(注)

・資本関係

親会社と子会社の関係は、会社法第2条第3号及び4号の規定によります。(親会社とは、他社の総株主の議決権の過半数を有する会社)

・人的関係

役員とは、例えば代表取締役、取締役をいい、常勤・非常勤を問いません。監査役は役員に含みません。

また、一方の会社の役員が会社更生又は民事再生手続中の会社の管財人を兼ねている場合は、同一入札の参加を制限します。